

生きた建築ミュージアム・大阪セレクションの選定に関する指針

(目的)

第1条 この指針は、大阪市生きた建築ミュージアム事業基本要綱（以下「基本要綱」という。）第3条第1項に基づく大阪セレクション（基本要綱第3条第1項に規定する大阪セレクションをいう。以下同じ。）の選定に際し、必要な事項を定めるものである。

(選定の視点)

第2条 大阪セレクションの選定は、次の各号に定める視点から総合的に判断して行うものとする。

- (1) 生きた建築（基本要綱第1条に規定する生きた建築をいう。以下同じ。）の存在の周知
- (2) 生きた建築を通じた大阪の都市魅力の創造・発信
- (3) 生きた建築としての魅力の維持・発展

2 前項の選定は、大阪セレクション全体から、時代の流れや多様で豊かな都市の物語性が表出するような効果を考慮するものとする。

(選定要件)

第3条 大阪セレクションの選定の対象とする生きた建築は、次の各号をすべて満たすものとする。

- (1) 生きた建築としての魅力を持っているもの
- (2) 都市魅力の創造・発信に寄与するエリア内に存在しているもの
- (3) 前条第1項各号に規定する視点からみて、効果が高いもの

(選定の通知)

第4条 本市は、大阪セレクションの選定をしたときは、その理由を添えて所有者（基本要綱第3条第2項の規定により同意した者をいう。以下同じ。）に通知するとともに、基本要綱第3条第3項の規定に基づき広く公表する。

(選定の取消し)

第5条 本市は、次の各号のいずれかに該当する場合には、大阪セレクションの選定を取り消すことができる。

- (1) 大阪セレクションの所有者から取消しの申し出があった場合
- (2) 大阪セレクションの滅失により、大阪セレクションの選定の理由とした魅力が消滅するなど当該選定を取り消すことが適当と認める場合

2 本市は、前項の規定により大阪セレクションの選定を取り消したときは、当該選定を取り消した生きた建築の所有者に対してその旨を通知する。

(その他)

第6条 この指針に定めるもののほか必要な事項については、別途都市整備局長が定める。

附則

この要綱は、平成25年9月12日から施行する。